

その他



地域福祉計画

計画づくりに

参加しませんか

地域福祉計画の策定にあたり、NPOやまちづくり協議会のような活動主体との連携や要援護者対策といった課題を考慮する場として、ワーキンググループを設置します。

ワーキンググループでの議論を基に、地域が自らの力で福祉を作り上げていくという「地域の福祉力」と、福祉専門職の地域への関わりといった行政が地域へアプローチしていく能力である「福祉の地域力」を高め、地域共生のまちづくりを目指します。

市民の皆さんの参加をお願いします。

対象 市内在住の方で、地域福祉に関心をお持ちの方

会議 月1回程度

任期 計画策定終了まで

募集人員 10人程度（応募者多数の場合は、面接により決定します）

（）

申込方法

5月30日(金)までに地域福祉グループに備え付けの応募用紙で申し込んでください。

申込・問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ

☎52-9871

アスベスト健康被害による特別遺族給付金

石綿（アスベスト）健康被害による特別遺族給付金、石綿による疾病の労災補償の請求についてのお知らせです。

特別遺族給付金の請求

平成21年3月27日までに、それ以降は請求することができなくなります。また、年金として支給される特別遺族給付金は、請求した日の属する月の翌月から支給開始となります。

特別遺族給付金の支給対象

平成13年3月26日までに死亡した労働者の遺族に限られます。平成13年3月27日以降に死亡した労働者の遺族は、労災保険法に規定する遺族補償給付の対象となりますが、死亡した翌日から5年を経過すると、時効により請求することができなくなります。

労災保険法による給付金の対象

その他

石綿による疾病（中皮腫、肺がんなど）にかかり、現在療養中の労働者の方は、労災保険法に基づき療養補償給付・休業補償給付の支給対象となります。

石綿ばく露の原因が業務によるものか、業務以外の原因によるものか明らかでない場合には、労災保険給付の請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。

問合せ先

県労災補償課

☎052-972-0260

・独立行政法人環境再生保全機構
☎0120-0389-931

あいち

森と緑づくり税



県議会において、「あいち森と緑づくり税条例」および「あいち森と緑づくり基金条例」が可決、成立しました。

そのため、森と緑づくりのため

めの新たな施策を実施し、「山から街まで緑豊かな愛知」の実現を目指します。

主な働き 環境の保全、水源のかん養、防災性の向上、良好な景観の形成、生物多様性の保全

新たな施策

手入れ不足の森林の再生、里山林の保全・活用
都市の緑の保全・創出

あいち森と緑づくり税条例

平成21年度から個人県民税（住民税）の納税義務者の方には、現行年額1,000円の均等割に500円を、法人県民税の納税義務者の方には、現行均等割の5%（年額1,000円〜4万円）を負担いただき、森と緑のための新たな施策の財源に充てます。

あいち森と緑づくり基金条例

平成20年度より、あいち森と緑づくり税の税収を他の税収と区分整理するとともに、県民の皆さんや企業の方々からの寄附金を受け入れるための「あいち森と緑づくり基金」を設けます。

問合せ先

県総務部税務課

☎052-954-6048

配食サービスについて

ひとり暮らしの高齢者の方

などを対象に、夕食をお届けする配食サービスを、市内の飲食店の協力を得て実施しています。「買物に行けなくなった」「調理が困難になった」など、安定した食生活を維持することが難しい方は、ぜひご相談ください。

対象

- ①65歳以上のひとり暮らしの方
- ②65歳以上の夫婦のみの世帯の方
- ③同居している家族が入院するなどの事情で、一時的に①や②の状態になる方

申請方法

保健福祉グループに直接または電話でご連絡ください。

後日、市の職員が訪問し、身体状況などをおたずねします。

申込・問合せ先

いきいき広場内保健福祉グループ
☎52-9871

